

松原市建設工事等請負業者指名停止基準

(目的)

第1条 この基準は、本市が発注する建設工事、委託業務及び物品購入等（以下これらを「工事等」という。）の適正な履行を確保するため、松原市契約規則（平成9年規則第29号）第6条第1項に規程する有資格者名簿に登載された者（以下「有資格業者」という。）の指名停止等の措置について必要な事項を定めることを目的とする。

(指名停止)

第2条 市長は、有資格業者が別表各項に掲げる措置要件のいずれかに該当すると認めるときは、松原市建設工事等請負業者審査委員会規程(昭和49年規程第9号)第2条に規定する、審査委員会に諮り情状に応じて当該各項に定める指名停止の期間の範囲内で期間を定め、指名停止を行うものとする。

2 前項の場合において、当該指名停止に係る有資格業者を現に指名しているときは、当該指名を取り消すものとする。

3 指名停止の起算日は、当該措置要件の事由となった事実があった日又は当該事実を市長において認定した日とする。

(共同企業体の取扱い)

第3条 指名停止業者を構成員に含む共同企業体の指名停止期間は、当該指名停止業者と同一期間とする。

(指名停止期間の特例)

第4条 有資格業者が一の事案により別表各項の措置要件の2以上に該当したときは、当該措置要件ごとに定める期間の最も長いものをもって指名停止期間とする。

2 有資格業者が、別表第7項及び第8項並びに第9項の措置要件に係る指名停止の期間中及び指名停止の期間の満了後3年を経過するまでの間に、同種の措置要件に該当することとなった場合における指名停止期間の範囲は、当該期間の2倍の期間とする。

3 有資格業者が、前項以外の措置要件に係る指名停止の期間中及び指名停止の期間の満了後1年を経過するまでの間に、別表各項の措置要件に該当することとなった場合における指名停止期間の範囲は、当該各項に定める期間の2倍の期間とする。

4 市長は、有資格業者について情状酌量すべき特別の事由があると認めるときは、別表各項及び前3項の規定による指名停止の期間の範囲にかかわらず、審査委員会に諮り、当該期間の2分の1まで短縮することができる。

5 市長は、有資格業者について極めて悪質な事由があると認めるとき又は極めて重大な結果を生じさせたため、別表各項の規定による期間を超える指名停止期間を定める必要があるときは、審査委員会に諮り、当該期間を2倍まで延長することができる。

6 市長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかになったときは、審査委員会に諮り、別表各項及び前各項に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。

- 7 市長は、指名停止期間中の有資格業者が、当該事案について責めを負わないことが明らかとなったと認めるときは、審査委員会に諮り、当該有資格業者についての指名停止を解除するものとする。

(指名停止の通知)

第5条 市長は、第2条第1項及び第3条の規定により指名停止を行い、前条第6項の規定により指名停止期間を変更し、又は同条第7項の規定により指名停止を解除したときは、当該有資格業者に対し遅滞なくその旨を通知するものとする。ただし、市長において通知の必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 市長は、指名停止を行った場合において必要と認めるときは、当該有資格業者から改善措置の報告を徴するものとする。

(随意契約の相手方の制限)

第6条 市長は、指名停止期間中の有資格業者を随意契約の相手方とはしないものとする。ただし、災害時の応急工事、特殊技術を要する工事等、市長が特にやむを得ない事由があると認めるときは、審査委員会に諮り、当該有資格業者と随意契約を締結することができるものとする。

(指名停止に至らない事由に関する措置)

第7条 市長は、指名停止を行わない場合において、必要があると認めるときは、審査委員会に諮り、当該有資格業者に対し、書面又は口頭で警告又は注意の喚起を行うことができる。

(下請等の禁止)

第8条 市長は、本市が発注する工事等の元請人に対し、指名停止業者との当該工事等の下請契約を承認しないものとする。

(その他)

第9条 この基準に定めのない事項又はこの基準により難しい場合は、審査委員会の審査を経て市長が決定する。

(附 則)

- 1 この基準は、平成12年4月1日から実施する。
2 松原市建設工事請負業者指名停止基準（昭和59年4月1日施行）の全部を改正する。
(経過措置)

- 3 この基準の実施の際、既に改正前の松原市建設工事請負業者指名停止基準により、指名停止された者については改正後の別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(附 則)

この基準は、平成14年4月1日から実施する。

(附 則)

この基準は、平成17年4月1日から実施する。

(附 則)

この基準は、平成21年7月10日から実施する。

(附 則)

この基準は、令和4年7月26日から実施する。

別表（第2条、第4条関係）

措 置 要 件	指名停止期間
(入札)	
1 本市発注工事等の入札の執行に当たり、次の各号のいずれかに該当するとき。	
(1) 正当な事由なくして入札に参加しなかったとき。	3 ヶ月
(2) 事前公表した予定価格を上回る価格又は最低制限価格を下回る価格で入札したとき	3 ヶ月
(3) 入札の公正な執行を妨げたとき。	6 ヶ月以上1年以内
(4) 落札したにもかかわらず契約を締結しなかったとき。	6 ヶ月以上1年以内
(契約妨害)	
2 本市発注工事等の落札者の契約の締結、又は契約者の契約の履行を妨げたとき。	1年以上2年以内
(工事等の履行)	
3 (1) 本市発注工事等の契約の履行に当たり、故意に工事等を粗雑にし、又は物品の品質若しくは数量に関して不正行為を行なったとき。	6 ヶ月以上1年以内
(2) 正当な事由なくして契約を履行しなかったとき。	6 ヶ月以上1年以内
(3) 本市発注工事等の契約の履行に当たり、過失により工事等を粗雑にしたと認められるとき（契約不適合が軽微であると認められるときを除く。）	3 ヶ月
(工事等成績不良)	
4 本市発注工事等の施工成績の不良として指摘されたとき。	3 ヶ月
(監督、検査等の妨害)	
5 本市発注工事等の監督又は検査の実施、その他契約に関する業務の執行を妨げたとき。	6 ヶ月以上1年以内
(工事等の安全管理)	
6 本市発注工事等の契約の履行に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、次の各号のいずれかに該当するとき。	
(1) 公衆に死亡者を生じさせたとき。	
ア 本市発注工事等	1年以上2年以内
イ 本市発注以外の公共工事等	6 ヶ月以上1年以内
(2) 公衆に負傷者を生じさせ、又は損害（軽微なものを除く。）を与えたとき。	
ア 本市発注工事等	6 ヶ月以上1年以内
イ 本市発注以外の公共工事等	1 ヶ月以上6 ヶ月以内
(3) 従業員（下請負を含む。）に死亡者を生じさせたとき。	
ア 本市発注工事等	6 ヶ月以上1年以内
イ 本市発注以外の公共工事等	1 ヶ月以上6 ヶ月以内
(4) 従業員（下請負を含む。）に負傷者を生じさせたとき。	
ア 本市発注工事等	1 ヶ月以上6 ヶ月以内
イ 本市発注以外の公共工事等	1 ヶ月以上3 ヶ月以内

措 置 要 件	指名停止期間
<p>(贈賄)</p> <p>7 (1) 次のア・イ又は、ウに掲げる者が本市の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 有資格業者である個人又は有資格業者である法人の代表権を有する役員（代表権を有すると認めるべき肩書を付した役員を含む。以下「代表役員等」と総称する。）</p> <p>イ 有資格業者の役員又はその支店若しくは営業所（常時工事等の契約を締結する事務所をいう。）を代表するものでアに掲げる者以外のもの（以下「一般役員等」という。）</p> <p>ウ 有資格業者の使用人でイに掲げる者以外のもの（以下「使用人」という。）</p> <p>(2) 前号に掲げる者が、他の公共機関の職員に対して行った贈賄の容疑により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>1 年 以 上 2 年 以 内</p> <p>1 年 以 上 1 年 6 ヶ 月 以 内</p> <p>6 ヶ 月 以 上 1 年 以 内</p> <p>6 ヶ 月 以 上 1 年 以 内</p> <p>3 ヶ 月 以 上 9 ヶ 月 以 内</p> <p>1 ヶ 月 以 上 6 ヶ 月 以 内</p>
<p>(独占禁止法違反行為)</p> <p>8 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 5 4 号）第 3 条又は第 8 条第 1 号に違反し、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p> <p>ア 本市発注工事等</p> <p>イ 本市発注以外の公共工事等</p>	<p>6 ヶ 月</p> <p>3 ヶ 月</p>
<p>(刑法上の談合)</p> <p>9 (1) 次のア・イ又は、ウに掲げる者が本市との契約に関して、刑法（明治 4 0 年法律第 4 5 号。以下「刑法」という。）第 9 6 条の 6（公契約関係競売等妨害）の規定により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p> <p>(2) 前号に掲げるものが、本市以外の契約に関して刑法第 9 6 条の 6 の規定により逮捕され、又は逮捕を経ないで公訴を提起されたとき。</p> <p>ア 代表役員等</p> <p>イ 一般役員等</p> <p>ウ 使用人</p>	<p>1 年 以 上 2 年 以 内</p> <p>1 年 以 上 1 年 6 ヶ 月 以 内</p> <p>6 ヶ 月 以 上 1 年 以 内</p> <p>6 ヶ 月 以 上 1 年 以 内</p> <p>3 ヶ 月 以 上 9 ヶ 月 以 内</p> <p>1 ヶ 月 以 上 6 ヶ 月 以 内</p>

措 置 要 件	指名停止期間
<p>(虚偽記載)</p> <p>10 本市の発注する工事等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札において、競争参加資格確認申請書、競争参加資格確認資料その他の入札前の調査資料に虚偽の記載をし、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 ヶ月以上 6 ヶ月以内</p>
<p>(暴力行為等)</p> <p>11 有資格業者である個人、有資格業者の役員等又はその使用人が次の各号の一に該当する行為により逮捕されたとき。</p> <p>(1) 本市職員に対する暴力行為等</p> <p>(2) 本市以外の公共機関の職員に対する暴力行為等</p>	<p>1 年以上 2 年以内</p> <p>6 ヶ月以上 1 年以内</p>
<p>(建設業法違反)</p> <p>12 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）の規定に違反し、工事等の契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>3 ヶ月</p>
<p>(営業不振)</p> <p>13 有資格業者が不渡手形の発行等により営業不振になったと認められるとき。</p>	<p>再建したと認められる日まで</p>
<p>(不正又は不誠実な行為)</p> <p>14(1) 前各項に掲げる場合のほか、業務に関し不正又は不誠実な行為等、契約の相手方として不相当な事由があったと認められるとき。</p> <p>(2) 前各項に掲げる場合のほか、代表役員等が禁固以上の刑に当たる犯罪の容疑により公訴を提起され、又は禁固以上の刑若しくは刑法の規定による罰金刑を宣告され、契約の相手方として不相当であると認められるとき。</p>	<p>1 ヶ月以上 2 年以内</p> <p>1 ヶ月以上 2 年以内</p>